

角田市ツキノワグマ被害防止放任果樹伐採事業

# 不用な柿の木等の伐採を市が実施します

クマ等を人の生活圏に誘引しないため

## 不用となった柿の木等の緊急伐採事業を行います!!

■ 市の指定する業者が作業を実施いたします。

### ○「不用木」とは

- ① 所有者による速やかな管理や伐採が困難な果樹。
- ② クマの出没が確認されている地域、又は出没が懸念される地域に存在する果樹。
- ③ クマを誘引する恐れがあり、人家や人の集まる場所に近く、今後も果実を収穫することのない果樹。

### ○ 伐採の条件

- ・ 対象樹木は「柿」、「栗」、「くるみ」とし、住家からおおむね半径200メートル以内であること。  
(ただし、現場状況により伐採が難しいものは原則対象外とします。)
- ・ 出荷用として栽培していた果樹は対象外です。
- ・ 所有者の同意を受けていること。  
(ただし、依頼者と樹木所有者が異なる場合は、所有者から同意を受けている必要があります。)

### ○ 伐採の対象地区

対象地区は、クマの目撃情報等があった、又は出没の可能性が高い山間部及び山間部に隣接している山林地域等となります。

※クマの目撃情報が多い地域を優先し伐採します。

### «伐採の申し込み»

伐採には、事前に「伐採依頼書」を提出していただきます。

「伐採依頼書」の提出は、市役所農林振興課で受付けいたします。(電話・郵送での受付けはできません。)

手続きについては、裏面をご確認ください。

## 申込方法

◎申込期間 令和8年1月5日(月)から令和8年1月20日(火)まで  
(平日 8時30分~17時15分)

### ◎関係書類

- ・様式1（届出者と所有者が同じ場合）

角田市ツキノワグマ被害防止放任果樹（柿の木など）伐採の依頼書兼同意書

裏面：伐採樹木位置図（受付時に確認しますので、簡単にご記載ください。）

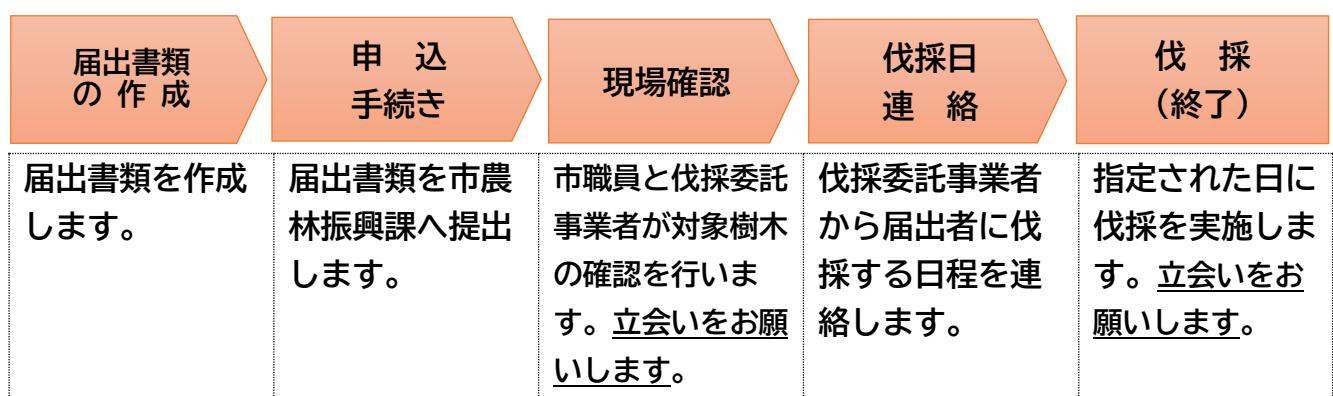
- ・様式2（届出者と所有者が異なる場合に添付）

角田市ツキノワグマ被害防止放任果樹（柿の木など）伐採の同意書

※関係書類は、角田市のホームページに掲載しています。

※個人負担なしで、市が伐採を実施いたしますが、伐採後の搬出・処分・伐根は行いません。

### ○ 申込届出から伐採までの流れ



不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

【問い合わせ】角田市産業建設部農林振興課（☎ 0224-63-2119）